

## 議第44号

三島市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案

三島市交通安全対策会議条例（昭和46年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第6号を次のように改める。

(6) 富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士